

**消費税でくらしが変わります
万全の対策で景気をささえます**

**平成31年4月
自由民主党
政務調査会**

消費税でくらしが変わります 万全の対策で景気をささえます

- ▶ **今年の10月から、消費税が10%に引き上げられる予定です。
少子高齢化対策をしっかりと進めるとともに、財政の健全化に取り組んでまいります。**
- ▶ **この消費税を使って、お年寄りはもちろん、子供たち、子育て世帯など全ての世代が安心できる社会を築いてまいります。**
 - ◎今年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園・保育所の費用を無償化していきます。「待機児童ゼロ」に向けて、保育の受け皿を整備します。
 - ◎来年4月からは、所得の低い家庭の意欲ある子供たちに対し、大学等の授業料減免、給付型奨学金の支給を大幅に拡充します。
 - ◎あわせて、低所得のお年寄りの方に対し、年最大6万円の給付金を支給するほか、介護保険料の負担を軽減します。
- ▶ **前回の8%への引上げ時の反省を踏まえ、十二分の対策を講じ、消費税率引上げによる経済への影響を乗り越えてまいります。**
 - ◎中小小売店等でキャッシュレスで買い物をした方に対し、ポイント還元を実施します。
 - ◎所得の低い方や小さなお子様がいる子育て世帯の方を対象に、プレミアム付商品券を販売します。
 - ◎消費税率の引上げ後にも住宅や自動車の購入にメリットが感じられるよう、予算・税制上の支援を講じます。

〔目 次〕

1. 今後のスケジュール	3
2. 社会保障の充実・教育の無償化	4
3. 軽減税率制度の実施	5
4. 消費の冷え込み回避に向けた対応	6
5. 個別施策（社会保障の充実・教育の無償化）	7
（1）幼児教育・保育の無償化	7
（2）高等教育の無償化	8
（3）年金生活者支援給付金の支給等	9
6. 個別施策（消費の冷え込み回避に向けた対応）	10
（1）キャッシュレスでポイント還元	10
（2）プレミアム付商品券	11
（3）住宅取得対策	12
（4）自動車的大幅減税	13
（5）防災・減災、国土強靱化対策	14

1. 今後のスケジュール

令和3(2021)年1月

低所得者・子育て世帯（0～2歳児）向け支援策（逆進性対策）

プレミアム付商品券			
軽減税率の実施			
年金生活者 支援給付金			
高等教育の無償化			

消費税率引上げに伴う消費の大幅な冷え込み回避策（駆け込み平準化対策）

消費者への ポイント還元施策			
住宅ローン減税 の拡充			
次世代住宅 ポイント制度			
自動車保有時の 税負担の軽減			
自動車取得時の 税負担の臨時的軽減			
防災・減災、 国土強靱化			

消費喚起に向けた国民への支援（負の所得効果対策）

保育の受け皿拡充		
幼児教育・保育の無償化		
マイナンバーカードを使った消費活性化策		

2. 社会保障の充実・教育の無償化

今年10月から10%に引き上げられる消費税の増収分を活用し、全世代型社会保障への転換を進め、お年寄りだけではなく、子どもたち、子育て世代まで、広く安心を支えています。

保育の受け皿拡充

- ・待機児童ゼロに向けて、
2020年度末までに **32万人分** の受け皿を拡充します。
- ・今年4月から、更なる **保育士の処遇改善** に取り組んでいます。
(+1% (月3千円相当) の賃金引上げ)

0歳～



幼児教育・保育の無償化

- ・今年10月から、**3歳から5歳** までの **全て** の子供たちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用を **無償化** します。
- ・**0歳～2歳** の子供たちも、**住民税非課税世帯の方** を対象として無償化します。

3～5歳



高等教育の無償化

- ・来年4月から、**所得の低い家庭の意欲ある子供たち** に対し、**大学等の授業料等減免、給付型奨学金の支給** を大幅に拡充します。

(授業料減免の上限額 (年額) ※住民税非課税世帯の場合)
国公立：約**54万円**、私立：約**70万円**

(給付型奨学金の給付額 (年額) ※住民税非課税世帯の場合)
【自宅生】国公立：約**35万円**、私立：約**46万円**
【自宅外生】国公立：約**80万円**、私立：約**91万円**

18歳～



年金生活者支援給付金の支給等

- ・今年10月から、一定以下の所得の年金受給者に対して、**最大年6万円** を支給する制度が始まります。
- ・今年度から、低所得の高齢者の介護保険料負担の軽減を強化します。

65歳～



3. 軽減税率制度の実施

- ・今年10月に消費税率が10%に引き上げられる際、所得の低い方々への配慮の観点から、**軽減税率制度を実施**します。
- ・軽減税率制度は、日々の生活において、幅広い消費者が購入している**飲食料品（酒類・外食を除く）**等に係る税率を**8%**とすることにより、**家計への影響を緩和**するというメリットがあります。

10%
(標準税率)



8%
(軽減税率)



- ・飲食料品（酒類・外食〔テーブルや椅子などのある場所で飲食させるサービス〕を除く）
- ・新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）

中小事業者の軽減税率の準備への支援

- ・中小事業者を対象に、軽減税率への対応のための**レジなどの導入・改修の費用を補助金で支援**します。

複数税率対応レジの導入等の支援

補助率：原則 4 分の 3

補助上限：レジ1台当たり20万円



※ この他、受発注システムの改修、請求書等の作成システムの導入・改修への補助も行っています。

4. 消費の冷え込み回避に向けた対応

前回の消費税引上げ時の反省を踏まえ、今回は、消費税率引上げ時の消費の変動を乗り越えるよう、十二分の対策を講じます。

キャッシュレスでポイント還元

- 今年の10月以降、中小小売店等でキャッシュレスでお買い物をした方に、**ポイント還元**を実施します。

⇒原則 **5%**。フランチャイズチェーン加盟店等は **2%** 還元分を支援。

- 対象店舗への、**キャッシュレス決済の導入を支援** します。

(キャッシュレス決済の例)



クレジットカード



電子マネー



QRコード

ポイント還元

プレミアム付商品券

- 市区町村が、所得の低い方や小さなお子様がいる子育て世帯の方を対象に、**プレミアム付商品券**を販売します。

⇒対象の方 1 人につき、**2 万 5 千円** 分の商品券を **2 万円** で購入可能

- 購入した商品券は、今年10月から来年 3 月までの間、市区町村の**様々なお店で利用** することができます。

5 千円
お得！



住宅・自動車の購入支援

- 住宅・自動車の購入に対する駆け込み需要・反動減を回避するため、様々な支援措置を講じます。

住宅

- 住宅ローン減税の拡充（2019年10月1日～2020年12月31日までの入居）
※あわせて、住宅ローン減税の効果が限定的な所得層の方に対する「すまい給付金」も拡充
- 省エネ、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅の新築や関連するリフォームに対して、様々な商品と交換できるポイントの付与（2020年3月31日までの契約等）

自動車

- 自動車の保有時の税負担の軽減（恒久措置）
- 自動車の取得時の税負担の臨時的軽減（消費税率引上げ後 1 年間）

防災・減災、国土強靱化

- 相次ぐ豪雨、地震等の自然災害に対応し、国民の皆様の生命と財産を守り抜くため、

「防災・減災、国土強靱化」 の取組を進めています。

(1) 幼児教育・保育の無償化

未来を担う子供たちに、今年10月から、
幼児教育の無償化を一気に加速します。



幼稚園、保育所、認定こども園等

3～5歳 ○幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化します。

※ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外となります。

0～2歳 ○上記の施設を利用する住民税非課税の方を対象として無償化します。

幼稚園の預かり保育※

○幼稚園に加え、月額1.13万円までの範囲で無償化します。

認可外保育施設等※

3～5歳 ○月額3.7万円までの利用料を無償化します。

0～2歳 ○住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化します。

※) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合、無償化の対象となるためには、市町村から「**保育の必要性**」について認定を受けていることが必要となります。

(2) 高等教育の無償化

来年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の意欲ある大学生等に対し、**授業料等減免・給付型奨学金**を大幅に拡充します。



授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を行います。

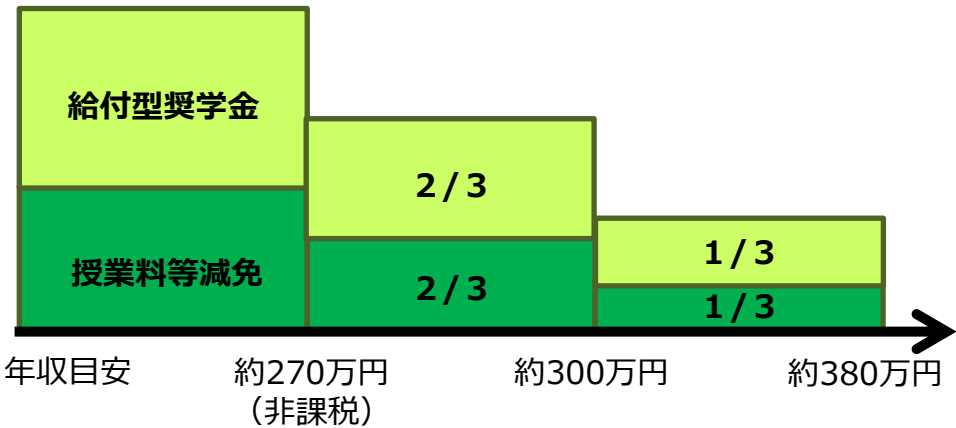
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約 8 万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約 7 万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○学生生活を送る上で必要な学生生活費を賄えるよう支給します。

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約35万円
	自宅外生	約80万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生	約46万円
	自宅外生	約91万円

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生には、
住民税非課税世帯の学生の 2 / 3 又は 1 / 3 を支援します。



※両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

(3) 年金生活者支援給付金の支給等

年金生活者支援給付金

○年金収入等が約88万円以下などの要件を満たす方に、

今年10月から、年金生活者支援給付金の制度が始まります。

⇒これにより、**最大年6万円（月額5千円）**が支給されます。



(例)

保険料 納付済期間	給付金額	
	月額	年額
480か月	5,000円	6万円
240か月	2,500円	3万円
120か月	1,250円	1万5千円

※**保険料を納めた期間等**により支給額は異なります。

また、**受給中の年金の種類や所得額**によっても異なります。

介護保険料の負担軽減

○世帯全員が住民税非課税の65歳以上の高齢者の方について、

今年度から、**介護保険料の負担軽減**を強化します。

(負担軽減額のイメージ(月平均))

年収	軽減額
～ 80万円	440円
80万円～ 120万円	730円
120万円～ 168万円	150円

※金額は、全国平均から算出した半年分の軽減額を年度平均したものであり、**実際の金額は、市町村ごとに異なります。**

(1) キャッシュレスでポイント還元

今年10月から、右のポスターが張られたお店で、
現金を用いずに代金を支払うと、
ポイント還元を受けることができます！
(～2020年6月30日までの9か月間)

※ ポイント還元施策の終了後の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を検討しています。



<対象となる店舗とポイント率>

5%還元

中小小売店等



2%還元

フランチャイズ等

(コンビニ)

(ガソリンスタンド)



<対象となる支払い手段>

クレジットカードだけでなく、**デビットカード**や、**各種の電子マネー**、
スマホでの**QRコード**など、様々な支払い手段が対象となります。
※ただし、ポイント機能がない電子マネーは使えません。

事業者の方へ

○決済端末の導入に事業者の方の負担はありません。

※支援措置（国が2/3、決済事業者が1/3を負担）を実施します。

○キャッシュレス決済の手数料は低く設定されます。

※クレジットカードの手数料は、実施期間中、国の補助等により、2.17%以下まで引き下げられます。各種電子マネーやQRコードについては、もともと低水準です。

(2) プレミアム付商品券

市区町村が、**所得の低い方**や
小さなお子様がいる子育て世帯の方を対象に、
プレミアム付商品券を販売します。



プレミアム付商品券を購入できる方は…

○ **住民税非課税の方**

※課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者 等は除く

○ **3歳未満※のお子様がいる子育て世帯の方**

※学年単位でみた年齢が3歳未満、すなわち、
2016年4月2日～2019年9月30日までの間に生まれた子

購入できるプレミアム付商品券は…

○ **2万5千円分**の商品券を、**2万円**で購入可能

**5千円
お得！**

○ **2019年10月から2020年3月までの間、 大型店を含めて、市区町村内の幅広いお店で利用可能**

○ **地域に応じて利用しやすい仕組みとします。**

（例えば…）

- ・ 所得の低い人でも購入しやすいよう、分割購入も可能とします。（5千円単位）
- ・ 日常のお買い物で使いやすいよう、1枚当たりの額面を小口とします。（例：500円）

※詳細については、市区町村が定める

（例えば…）住民税非課税世帯で2歳児とゼロ歳児のいる家庭…
非課税者分 2万5千円×4人（非課税者全員）
子育て分 2万5千円×2人（2歳児・ゼロ歳児）
= **15万円分**の商品券が、**12万円**で買える（**3万円お得**）



(3)住宅取得対策

消費税率 **10%**への引上げ後の住宅取得に
メリットが出る支援策を用意しています。



住宅ローン減税の拡充

- 控除期間を3年間延長（10年→13年）し、**3年間で最大、消費税率引上げ分にあたる建物購入価格の2%を追加減税**します。

（対象者）

- ・消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームで、2020年12月末までに入居した方

すまい給付金の拡充

- 収入に応じ、**最大50万円を現金**で給付します。
- 対象者も収入額（目安）で775万円以下に拡充します。

（対象者）

- ・消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得で、2021年12月末までに入居した方

次世代住宅ポイントの創設

- 一定の**省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォーム**に対し、商品と交換可能な**ポイントを発行**します。
- 新築**では、**最大35万円相当**、**リフォーム**では**最大30万円相当**のポイントがもらえます。

（対象者）

- ・消費税率10%が適用される新築住宅の取得、リフォームで、2020年3月末までに契約の締結等をした方

(4) 自動車的大幅減税

消費税が10%になる2019年10月以降に**新車を購入**すると、
自動車の税金が大幅に下がります

1950年の**制度創設以来初**となる**自動車税の恒久減税(1,300億円規模)**など、
大幅な減税が実現します

ポイント① 毎年の自動車税を減税します

2019年10月以降に新車を購入する場合、

- 毎年払う「自動車税」を**減税**します
- 特に、2,000cc以下の車では、
毎年10～15%程度的大幅減税をします



ポイント② さらに購入時の負担も軽減します

2019年10月から1年間、
多くの車で**購入時の税負担を1%以上軽減**します

例)2020年度燃費基準+10%達成車の場合、
消費税引上げ分の2%を上回る**▲2.25%減税**



具体的には・・・

1,000cc以下の新車を2019年10月から1年以内に購入する場合

(税抜小売価格(例) 1,355,000円、2020年度燃費基準達成車)

消費税の引上げ分 (2%)	+ 27,100円
①自動車税の減税分	13年間保有すれば、 - 58,500円 (- 4,500円/年)
②購入時の負担軽減分	- 17,100円
合計	- 48,500円

➡消費税の引上げ**2%分** (約**2.7万円**) を上回る約**5万円の得**

(5) 防災・減災、国土強靱化対策

相次ぐ豪雨、地震等の自然災害に対応し、国民の皆様の生命と財産を守り抜くため、「**防災・減災、国土強靱化**」の取組を進めています。

※ 3年間で7兆円程度の事業規模

防災のための重要インフラ等の機能維持

(例えば…)

氾濫被害の危険性が高い河川で、堤防を強化しています。



災害時の拠点となる病院において、自家発電設備の増設を進めています。



全国の学校施設等を対象に、安全性に問題があるブロック塀等約1,000kmについて安全対策を実施しています。



国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(例えば…)

航空輸送上重要な空港において、ターミナルビルの浸水対策を進めています。



土砂災害の危険性が高い幹線道路において、対策を進めています。



全国の主要な携帯電話基地局の応急復旧のための、車載型の基地局の増設を進めています。

